



## 保健 保健福祉課からのお知らせ

問 保健福祉課 国民健康保険係  
☎476-1111(135)

### ◆『国民健康保険』からのお願い！



#### 疲れなどによる肩こりなどのマッサージには保険は使えません。その2

柔道整復師や鍼灸師は『医師』ではないため施術の行為が限定されており、保険証を利用するためには、一定の条件を満たすことが必要となります。前回、柔道整復師の正しいかかり方について掲載しましたが、今回は『はり・きゅう、マッサージ』について掲載しますので、ご参照ください。

#### はり・きゅう、マッサージの正しいかかり方

はり・きゅう、マッサージなどの施術を国民健康保険で受診する場合は、**医師の同意書**（国民健康保険に対応している鍼灸院にあります）または**診断書**を提出する必要があります。

#### 《保険証が利用できるとき》

- はり・きゅうの場合・・・ はり・きゅうで保険証が利用できるのは一部の病気に対する施術のみです。  
【リウマチ、腰痛症、神経痛、五十肩、頸腕症候群、頸椎ねんざ後遺症】
- マッサージの場合・・・ マッサージで保険証が利用できるのは一部の症状に対する施術のみです。  
【関節拘縮、筋麻痺】※骨折や手術後の障害、脳梗塞の後遺症などによる症状

#### 施術を受けるときの注意点



- 施術を受けるには医師の同意書または診断書が必要ですが、その後も3か月ごとに同意書が必要です。
- はり・きゅうは病院での治療と重複はできません。マッサージは同一の症状で病院と並行して受診しても保険証を併用できます。
- 接骨院・整骨院やはり・きゅう、マッサージにかかる前に、まず、病院、診療所（整形外科など）に行き、レントゲン検査でケガ・病気の状態を把握し、医師の相談の上で、接骨院・整骨院などの利用をご検討ください。

#### 国民健康保険係からのお願い



- 施術日や施術内容などについて、町（国民健康保険の保険者）より照会させていただく場合があります。柔道整復師などにかかったときには、負傷部位、施術内容、施術年月日の記録、領収書などを大切に保管し、照会がありましたらご自身で回答できるよう、ご協力をお願いします。

#### 大崎町の医療費

区分	診療年月	国民健康保険		
		一般分	退職者分	合計
被保険者数	平成26年10月	4,235人	228人	4,463人
	平成25年10月	4,367人	262人	4,629人
医療費総額	平成26年10月	161,998,183円	4,138,600円	166,136,783円
	平成25年10月	138,339,604円	6,924,056円	145,263,660円
区分	診療年月	一般被保険者分	退職被保険者分	全被保険者分
一人当たり医療費	平成26年10月	38,252円	18,152円	37,225円
	平成25年10月	31,678円	26,428円	31,381円